

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）

（人事課）

### 一 趣旨

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて退職手当の額の改定等を行うための改正

### 二 内容

退職手当の基本額は、条例本則の規定で計算した額に附則で定める調整率を乗じて算出している。退職手当の支給水準を引き下げするため、この調整率を、百分の八十七から百分の八十三・七へ引き下げる。

### 三 施行期日

平成三十年二月一日